

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

〃

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

〃

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

指導監査室

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

〃

○ 道路の供用開始

道路整備課

○ 土地改良区の定款変更の認可

〃

○ 土地改良事業の工事完了

〃

○ 県営土地改良事業の工事完了

〃

○ 公共測量の終了

監理課

〃

〃

○ 随意契約の相手方の決定

〃

○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正

〃

【企業局】

総務企画課

【選挙管理委員会】

選挙管理委員会

目次

（県例規集登載）

担当課（室）

◎岡山県告示第二百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和五年四月七日

指定した医療機関

名称

訪問看護ステーション クムレ

所在地

倉敷市上東八二七―七

指定年月日

令和五年四月一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

◎岡山県告示第二百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

さくら薬局 西阿知店

倉敷市西阿知町新田五六一一六

令和五年四月一日

◎岡山県告示第二百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年四月七日

指定を辞退した医療機関

名称

有限会社キシ薬局

所在地

津山市上河原二〇八―八

岡山県知事

伊原木

隆

太

辞退年月日

令和五年三月三十一日

令和5年4月7日 岡山県公報 第12487号

◎岡山県告示第二百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ウイズユー

2 所在地

津山市東一宮六五一―三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人児島地区障害者地域活動センター

2 主たる事務所の所在地

倉敷市児島下の町四丁目一四番三五号

三 指定年月日

令和五年四月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇九一一

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

令和5年4月7日 岡山県公報 第12487号

◎岡山県告示第二百三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ウイズユー

2 所在地

津山市東一宮六五一―三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人児島地区障害者地域活動センター

2 主たる事務所の所在地

倉敷市児島下の町四丁目一四番三五号

三 廃止年月日

令和五年三月三十一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇七五五

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

令和5年4月7日 岡山県公報 第12487号

◎岡山県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	若代神代線	真庭市高田山上字柿田河内六〇〇番一地先から 真庭市高田山上字三通田六一三番三地先を経て 真庭市高田山上字上神田六一六番一地先まで	令和五年四月七日

令和5年4月7日 岡山県公報 第12487号

〔一七一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和五年四月七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

大谷池土地改良区

二 認可年月日

令和五年三月三十日

令和5年4月7日 岡山県公報 第12487号

〔一七二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。
令和五年四月七日

事業主体	地区名	工種	岡山県知事	伊原木 隆 太	完了年月日
児島湾土地改良区	西七区3番	農業用排水施設	〃	〃	令和五・三・一四
〃	西七区4番	〃	〃	〃	令和五・三・一〇
〃	西七区2条1	かんがい排水	〃	〃	令和五・三・一四
〃	曾根東樋門	〃	〃	〃	令和五・三・一五
〃	片崎沖1番川西詰樋門	〃	〃	〃	令和五・三・一五
〃	迫川丘3番樋門	〃	〃	〃	令和五・三・一五
〃	北七区支線86号	〃	〃	〃	令和五・三・一四

令和5年4月7日 岡山県公報 第12487号

〔一七三〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。
令和五年四月七日

地区名	工種	岡山県知事	伊原木隆太	完了年月日
矢掛(日置谷工区)	農道整備			令和四・二・四
〃(内田工区)	ほ場整備			令和五・二・一七
〃(江良工区)				令和五・二・一七
〃(原工区)				令和五・二・一七

令和5年4月7日 岡山県公報 第12487号

〔一七四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

津山市加茂町倉見 地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年二月二十八日	終了年月日

令和5年4月7日 岡山県公報 第12487号

〔一七五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

備前市穂浪地内	測量区域
公共測量（基準点測量、現地測量）及び路線測量	測量の種類
令和四年十二月二十三日	終了年月日

◎岡山県企業局公告第二号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第
三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契
約の相手方を決定した。

令和五年四月七日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

- 一 特定役務の名称
水島中央監視制御設備保守点検委託
- 二 契約期間
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県企業局総務企画課
岡山県岡山市中区古京町一丁目七番三六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和五年三月二十二日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立ハイテクファイナールディング 中国支店
広島県広島市安佐南区緑井三丁目八番四号
- 六 契約金額
四三、四五〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、九五〇、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

◎岡山県選管告示第三十一号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年四月七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表病院の項中「こころの医療たいようの丘ホスピタル」を「さきがけホスピタル」に改める。